

松本みつはる社会保険労務士事務所

ニュースレター



12月

Dec

2015年

こんにちは、松本です。

だんだん寒くなってきました。



本来は11月にお届けするはずのニュースレター、一月後れの12月号になってしまいました。11月は特に業務が集中し忙しさが2倍でしたので…(言い訳です)

さてさて最近、多くの会社さんで、「けっこう忙しい」という言葉を聞きます。経営者側としては、忙しい=儲かるということなので、うれしい限りですね。

でも、ご注意いただきたいことを一つ申し上げます。

社会(日本国)にとって「忙しい」ことは、必ずしも望ましいことではない。むしろ悪なのです。

昭和の時代はモーレツに働くことは美德でした。

「働き者だね」は、まさしく褒め言葉でした。

私の世代(40歳)以上はそう教育されてきたと思います。

でも、今は違うのです。完全に時代が180度変わってしまいました。

下手すると今は、「会社の法律違反」扱いです。

働き者→長時間残業→過重労働

→違法な残業→会社の安全・健康配慮義務違反

少し前に、靴販売チェーン「ABCマート」の送検がマスコミを賑わせました。

違法な時間外労働を100時間前後行なっていたなどの労働基準法違反の容疑で、通称「カトク」の書類送検第一号になりました。イメージガタ落ちです。

カトクとは、最近できた過重労働撲滅特別対策班という国税の「マルサ」のようなコワハイ組織のようです。



私は驚きました。

「おい、残業100時間でそこまでやるのか！」

こうなったら「ピンチこそチャンス」と考えるしかありません。さあ、張りきって参りましょう！！

あなたの愛顧に、感謝！



CONTENTS 今月のお題

- 01 ごあいさつ
- 02 【マイナンバー制度】…罰則は本当に厳しいのですか？
- 03 【労働トラブル】…残業代トラブルを防ぐ方法は？
- 04 編集後記、プロフィールなど

マイナンバー入門

「全くわからん」から → そこそこ理解へ

罰則は本当に厳しいのですか？ 編

あなたのところに、マイナンバーは届きましたか？

ひたちなか在住の私のところには、11月中旬に簡易書留で問題なく届きました。法人番号もすでに届いております。しかし、水戸など近周辺地域では11月20日現在で、まだ届いていないところも多いようです。

通知にはこんな書類が入っております。

- ◇ 通知カード
- ◇ 個人番号カードの申請書
- ◇ 返信封書
- ◇ その説明書

今回届くのは、通知カードという単なる通知です。(左)個人番号カード(右)が欲しい人は任意で申し込むようになっていて、申請書が同封されています。



平成27年10月マイナンバーの通知がスタート。あなたの業務への影響は？
平成28年からの企業経営には、マイナンバー制度の理解とリスク管理の知恵が必要です。

それでは、質問が多い罰則についてお話ししますね。

罰則は本当に厳しいのですか？

マイナンバー制については、番号法において最大で懲役4年(67条)という罰則があり、その厳しさばかりがクローズアップさせているように感じます。

しかし、善良な中小企業では、怯える必要はありません。

罰則の適用については犯罪性や悪質性、社会的影響度を総合的に勘案してなされるものであって、一律に重犯罪とされるものでもないと考えられます。



むしろ中小企業にとって最も怖いことは、漏えい事故が起こった際の信用失墜やイメージダウンです。地元紙で叩かれたり、ネット上で批判されたり…顧客離れや入社希望者の減少などの影響が怖いところ。

通知を受け取れなかった場合は？

通常は、住民票がある住所へ簡易書留で届きます。

不在などで直接受け取れない場合は、
ピンクの不在票が投函されます。その後(原則7日間)の保管期間に受け取ることができるようにしたいものです。
7日を過ぎても受け取らないケースでは、市町村へ戻し保管される流れになります。

家庭の事情や何かしらの過去の事情から、住所地に住民登録ができていない従業員さんがいたら、相談センター(0570-20-0178)をご紹介ください。特例で、実際の住所地に届けることが可能になったようです。

重要なポイントは、どんな事前準備を行い、どんな安全管理をしていたかをしっかり証明できる体制づくりです。
ここまでやってたのなら仕方ないねと言わせるレベルの体制づくり…つまり、書面による安全管理体制構築です。



あなたの会社の実情あわせて、基本方針・社内規程・各種マニュアル、業務フロー…など、できるところから、実際に合わせて無理なく準備してください。

私も社労士として支援サービスを開始しましたので、お困りの方は是非！(別紙、案内チラシ)

労務トラブル奮戦記

Q & A 相談事例から学ぶ

残業代トラブルを防ぐ方法は？ 編

今、労働者から会社への未払い残業代請求トラブルが増えています。

中小企業のほとんどで、労働法に沿った残業代が支払われていないからです。

言い方は悪いのですが、会社の都合で、いいように支払っているのが実情。



「法律どおりに残業なんて払ってたら会社が持たない」という社長のボヤキが聞こえてきそうです。確かに、競争社会の厳しさからやむを得ないところもあります。

しかし一方で、単なる認識の甘さから、法律の規定を無視してしまっている社長も多いものです。こうした会社は、すぐにでも残業代未払い請求のリスクをしっかりと把握して、トラブル予防を行すべきです。



このリスクを超わかりやすく例示すると、

平均的給料の社員に、毎日 2~3 時間未払いの残業が発生していたとしたら、2 年間さかのぼって請求され、計算上ひとり当たり 100~300 万円くらい会社が残業代の請求をされるリスクがある。

割増賃金の計算方法は？

ここで、割増賃金の計算方法の復習をしておきましょう。

1 時間あたりの賃金 × 1.25 以上 × 時間外労働時間数

※割増率は、休日労働→1.35 以上

時間外+深夜労働→1.5 以上 休日+深夜労働→1.6 以上

ポイントは、公式（黄色）の 1 時間当たりの賃金です。

会社への不平・不満・不信から当局に駆け込む者が後を絶ちません。年間 100 万件を超える労使紛争に、あなたは無関心でいらっしゃいますか？

この 1 時間あたりの賃金が、残業計算のベースになります。このベースが大きければ、残業単価が高くなるし、逆に小さければ残業単価が安くなるります。当たり前ですね。

若い社労士の視点

未払い残業トラブルで苦しむ理由がここにあります。

この計算式が念頭にないので、ここで負ける結果になるのです。



例えば、こんな 2 つの会社で比較してみましょう。

A 社 每月だいたい残業が 40 時間以上あるから、基本給に残業代含め月額 30 万円一本で社員と口頭で約束した。



B 社 基本給を 22 万円、プラス固定の残業手当として 40 時間分を毎月 8 万円別途で社員と書面で約束した。

両社とも給料としては計 30 万円ですので、一見同じですが、会社のリスクとして考えるなら天と地の差があります。

A 社では、そもそも 40 時間分の残業代を請求された上、1 時間当たりの賃金は、高い単価（30 万円）で計算されるので、会社リスクが高い。

一方、B 社ではそもそも 40 時間までの残業請求は当然支払う必要はありませんし、1 時間当たりの賃金は安い単価（22 万円）で計算。ほぼ会社リスクは無い。

紙面の関係上、さらに深い解説はできませんが、まずは、あなたの会社での割増賃金の計算方法をチェックしてみてください！

編集後記



最近、**腰痛の解消法**を見つけました。

腰痛・肩こりは、あなたにとっても悩ましいのでは？

仕事上、PC 作業や自動車の運転も多いので、慢性的に「腰痛」「肩こり」に悩まされてきました。

この夏ごろから腰痛が悪化し、まっすぐ上を向いて眠れないほどで、膝を曲げて横になるしかありませんでした。

二人の息子がサッカー好きなので、休日には私も一緒に練習するのですが、44 歳にもなると体がキツくてね～！

ネットでいろいろ調べたり、書籍を読んでわかりましたが、結局、魔法のような解消方法はない…と。

しかし、私が試して、今のところ効果抜群の方法をお伝えしますね。それは簡単シンプル、これだけ！

バランスボールを椅子にする！→



たまに骨盤をグラグラ揺らしてストレッチをするだけで、けっこう腰痛が改善。姿勢も自然によくなり、仕事も効率よくできるような気がします。肩こりも軽くなったような。コスト的にも安いし、椅子が不要になるかも。(Amazonにて 2 千円ぐらい、気軽に購入できますよ)

体が資本です！ この冬も、がんばるぞー！！

松本みつはる



～プロフィール～ 松本 光治（まつもと みつはる）

社会保険労務士／ファイナンシャルプランナー

1971 年(昭和 46 年)6 月生まれ、43 歳。埼玉県出身。現在ひたちなか市在住。

専修大学経済学部卒。外資系 AIU 損害保険会社を経て独立。

無口で人見知りダメダメ営業マンが年間優秀社員表彰を受賞し、働きながら苦節3年の猛勉強で、全国最下位スレスレで社労士国家資格に合格した「大逆転・男」。

好きな言葉:「わが生涯に一片の悔い無し」(北斗の拳ラオウ)※私はトキのファンですが

茨城県社会保険労務士会 登録番号 08110029 号

全国 1000 の社労士事務所のネットワーク正会員 

一般社団法人 マイナンバー推進協議会会員

ご意見・ご相談をお寄せ下さい！

嘗者から多くを学ぶことができた。そんな経験から「もっと役に立ちたい」という思いを強烈に抱く。100%経営者の味方。「会社が損をしない多くの挫折や試練ばかりの法人営業苦節 17 年間。同時に、多くのお客様である経営者にお世話になり併走してきました。有難いことに、経めの知恵」を届けるために茨城で奔走中。まじめで人間味ある対応をあなたがお望みなら私は適任。理想論ではなく現実問題の話をしましょう！真剣に事業経営に挑み、自ら動く方からのご相談を心よりお待ちしております。

松本みつはる社会保険労務士事務所

〒312-0013 茨城県ひたちなか市上野 2-2-3 自宅兼事務所

～～～ お気軽にご連絡ください！ ～～～

T e l : 029-275-4700 (外出時は携帯へ転送) 携帯 : 090-3213-4754

F a x : 029-212-5112 (24 時間受付)

メール : info@matsu-sharo.com (24 時間受付)

ホームページ : <http://www.matsu-sharo.com> 松本みつはる 検索

NEW サイト 動画配信「サバイバル労務 WEB 講座」: <http://www.matsu-sr.jp> ←おすすめ